第１　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

⑴　資源造成型栽培漁業の推進

放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に長年にわたって放流を継続する従来の取組ではなく、放流尾数が減少傾向にあっても、栽培漁業が沿岸資源の維持及び回復に確実に寄与するよう、親魚を獲り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進する。

⑵　漁獲管理との連携の強化

資源造成型栽培漁業の実現のためには、放流された種苗が成長し、再生産に寄与できるようにしていくことが重要であるため、必要に応じ、広域漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との連携強化に努める。資源状況が悪化している魚種については、適切な漁獲管理を種苗放流と一体的に実施するよう特に留意する。

⑶　対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

種苗放流については、地域の実情、海域の特性等を踏まえ、多種・少量放流や分散放流とならないよう、漁獲量に有意な変化を見込める規模による放流、対象種の重点化や放流適地への集中化に取り組む。対象種について、目標とする安定した資源状況が達成された際には、漁獲管理に重点を移し、種苗放流については他の対象種に重点を移す等、柔軟な対応を図る。なお、水産動物の種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重する。

⑷　地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組

放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、栽培漁業の持続的な実施体制を確立するため、沿岸漁場整備開発法第７条の２第４項の「放流効果実証事業」の実施によって、放流効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、その結果を考慮し、継続的な栽培漁業の実施に向けて、適切な費用負担を検討する。また、必要に応じ、同条第２項第４号の「特定水産動物育成事業」における育成水面制度を活用するよう努める。

⑸　広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、その分布する海域の中で最も放流効果の高い放流適地に種苗を放流するとともに、都道府県の区域を越えて種苗放流に係る受益と費用負担の公平化に向けて取り組むことが重要である。このため、海域協議会において海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」（広域プラン）に示された資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。また、海域協議会等において、広域種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の実現に向けた検討を行う。

⑹　共同種苗生産体制の構築

近年、種苗生産施設の老朽化により種苗生産能力が低下してきていることを踏まえ、施設の計画的な補修及び更新に努めるとともに、放流に必要な種苗の数量を適切に確保するため、関係都道府県の種苗生産施設間での連携、分業等を推進し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築に取り組む。

なお、共同種苗生産体制の構築に当たっては、疾病等による生産不調等のリスク管理に配慮する。

⑺　放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮

地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面における放流の効果を把握するとともに、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流が再生産に寄与しているか資源造成面における効果を検証し、放流計画に反映させる。漁業生産面における放流の効果を評価する際には、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果を考慮するよう努める。また、栽培漁業の実施に当たっては、国及び水研センターが作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。

⑻　栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による国民の健康の増進、自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、国民への普及及び啓発に取り組む。特に、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者や遊漁船業者等の種苗放流に対する理解の醸成に取り組む。

⑼　種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進

放流された種苗の育成場である藻場、干潟等の保全や回復のための漁場整備、水産生物の増殖や生育に配慮した漁港施設の整備及び漁業者や地域住民等が取り組む海岸清掃等の活動と種苗放流の連携の推進に努める。

⑽　東日本大震災からの復興

東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、栽培漁業の対象種を漁獲する沿岸漁業が震災前と同様に行われるようになることを目指して、被災県の種苗生産施設の復旧を進めるとともに、復旧までの間、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。また、県域を越えた海域単位での連携や役割分担により効率的な栽培漁業を推進する体制を構築する。

被災県における放流用種苗生産については、平成27年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。

⑾　主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し

本基本方針に基づく取組の推進による、平成33年度における主要な栽培漁業の対象種の漁獲量動向の見通しを付表のとおりとする。

第２　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

⑴　資源造成型栽培漁業の推進のための技術開発の推進

資源造成型栽培漁業の効率的かつ効果的な推進に資するため、種苗放流の対象種について、その系群ごとに放流適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り組むとともに、種苗の生産から、放流、さらには、未成魚の混獲防止等海域における種苗の育成に至るまでの一連の技術の開発を一体的に行うよう努める。

⑵　種苗生産の低コスト化のための技術開発の推進

種苗生産の低コスト化に資するため、遺伝的多様性を備えた自然環境に対する適応能力の高い種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発に取り組む。

また、種苗生産等における疾病等の発生及びまん延を防止するための技術の開発に取り組む。なお、種苗の生産及び中間育成の現場においては、疾病等の発生及びまん延を未然に防止できるよう、開発された技術を活用して、適切な飼育管理の徹底に取り組む。

⑶　環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、対象種の変更や放流手法の見直し等必要な技術の開発に努める。また、近年、資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組む。これらを含め、栽培漁業に関する技術開発においては、対象種について、稚仔魚等の生理・生態、餌料、生息環境等の基礎的な知見の充実を図る。

⑷　技術劣化の防止

栽培漁業の技術については、種苗生産や種苗放流が漁業者等によって実施されている魚種を含め、種苗生産や中間育成、放流の実施状況等について情報を収集し、各種技術が種苗生産現場等で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決できる体制の整備に取り組む。また、生産技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況を踏まえ、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。